

共通番号制に関する法律案に反対する会長声明

本年2月14日、政府は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（いわゆるマイナンバー法案）を閣議決定し、国会に提出した。そして、近く国会で審議入りして8月中にも成立する可能性がある」と報じられている。

本法案は、国民及び外国人住民に個人等を識別するための番号を付し、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするためのものである（法案1条）。

しかし、本法案は、国民や外国人のプライバシー権の点から大きな問題がある。

すなわち、共通番号が用いられる行政分野（年金、労働保険、健康保険、生活保護、介護保険、税務等）は、私生活の分野全般に及び、その中には個人の資産、病歴など極めてセンシティブな個人情報も含まれる。共通番号をマスターキーとして多くの分野の個人情報が芋づる式に名寄せ・データマッチングされうる結果、いったん情報漏洩が起きた場合、回復困難な損害が発生する危険性がある。また、共通番号は行政機関だけでなく民間にも利用され、かつ、個人々に割り当てられる共通番号は公開が前提となっているため、いわゆる「なりすまし」によって悪用される危険性がある。

このような問題に対し、法案では、個人番号情報保護委員会を設置し、同委員会による監視・監督を行うとし（法案第31条以下）、罰則が定められている（法案第62条以下）。しかし、同委員会による監視・監督が実効性をもつのかは疑問がある上、上記のような危険性、被害の甚大性に鑑みれば、プライバシー権の保護としては不十分である。

上記の問題点を抱えているにもかかわらず、昨年11月に内閣府が行った調査では、内容まで知っている」と回答した者はわずか16.7パーセントと法案自体に対する国民の認知度は低い。また、共通番号制の導入にかかる費用が最大6100億円との資料は公表されてはいるものの、その維持にかかる費用の詳細は公表されておらず、費用対効果に関する検討は明らかにされていない。

このように国民のプライバシー権に重大な影響を与える共通番号

制を国民的議論が十分になされないまま拙速に法制化する必要性・合理性は認められない。

よって、当会は、同法案に強く反対する。

平成24年（2012年）8月16日

千葉県弁護士会
会長

齋藤 和紀

